

件 名	愛媛県手数料条例及び建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例の一部を改正する条例
主 管 課	建築住宅課
根拠法令等	・建築基準法(昭和25年法律第201号) ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号) ・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)、等
【改正の概要】 ○愛媛県手数料条例（平成12年3月24日条例第3号） ・別表5 土木関係事務手数料の8、10、12、14 床面積区分を次のとおり改正する。 （改正前）床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの （改正後）床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの ・別表5 土木関係事務手数料の8、9～15 建築確認の手数料等の既存項目に、国等の建築物の計画通知に対する審査・検査等の業務に対する手数料を追加する。 ・別表5 土木関係事務手数料の8 建築確認申請手数料に、建築物エネルギー消費性能における仕様基準による審査を受ける場合の手数料を追加する。 ・別表5 土木関係事務手数料の10 建築物完了検査申請手数料に、建築物エネルギー消費性能基準による検査を受ける場合の手数料を追加する。 ・別表5 土木関係事務手数料の101の10 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の、住宅の戸数区分等及び非住宅建築物の面積区分を改正し、新たな評価方法（仕様計算併用法）、工場等減額措置の審査手数料を追加する。 ・別表5 土木関係事務手数料の101の12、13、14、15、16 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正による条ズレに対する措置を行う。 ・別表5 土木関係事務手数料の101の12 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に、住宅の手数料を新設し、非住宅の面積区分を改正する。 ・別表5 土木関係事務手数料の101の15 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の、非住宅建築物の面積区分を改正し、新たな評価方法（仕様計算併用法）、工場等減額措置の審査手数料を追加する。 ・別表5 土木関係事務手数料の101の17 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料を削除する。 ○建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例（昭和27年6月20日条例第23号） ・建築基準法の一部改正による号ズレに対する措置を行う。 （改正前）既存条例の第3条第2号で建築基準法第6条第1項第4号を引用 （改正後）既存条例の第3条第2号で建築基準法第6条第1項第3号を引用	
施 行 日	令和7年4月1日
【その他参考事項】	